

## 日本における公共放送の検討 公共放送制度の国際比較を通じて

松田 悠吾

日本の公共放送は1925年(大正14年)に社団法人東京放送局によるラジオ放送からはじまった。1953年にはテレビの本放送が開始され、以降日本のテレビ放送産業は順調な成長を遂げてきた。そしてその中で公共放送と民間放送はそれぞれの役割、特色を活かしてその機能を発揮してきた。公共放送とは、報道の中立性、電波の希少性といった観点から設立されたもので、市民が公共の福祉を享受できるようにするものである。

技術開発の進歩による放送メディアは大きく変容し、アナログ放送が終了し、地上波デジタル放送への移行に代表されるようなデジタル化、および、多チャンネル化を遂げている。また、日本のみならず、海外でもデジタル化、多チャンネル化の動きは進行している。

一方で、イギリスのBBCで発生した不祥事や、中国の衛星放送規制といったような放送の中立性を脅かす問題が生じたり、テレビ放送と同等の画質による動画配信がインターネット上で可能になりインターネットを利用できるiPadやスマートフォンに代表されるパーソナルで可搬型のデジタル機器が急速に普及してきたこと、さらに、過去の映像をアーカイブで見られるサービスをテレビ局もはじめている中で、昨今の放送の在り方について再検討に迫られている。また、多チャンネル化により周波数の希少性は失われつつあり、有料で専門のチャンネルがみられるオンデマンド放送が可能な現在、改めて公共放送の存在意義が問われている。本研究では、まず日本の公共放送について調査考察し、イギリス、アメリカ、韓国、中国の公共放送の成り立ちや現状を調査した。その上で、日本の公共放送が目指す方向性を示した。

放送における公共性について、サービス、経済、コンテンツといった側面から検討した結果、市民として生活してゆくために放送の基本的なサービスを必要とし、そのサービスを提供する放送こそが公共放送であり、サービスを提供するうえで必要となる財源の確保の手段は番組や編成を政府の干渉や市場の影響から守るためのものとなりうる。また一方で、民放と公共放送という構図を守るための線引きとなるものでもある。放送サービスは誰でも利用可能であり、差別なくアクセスできなければならない。この利用可能性やユニバーサル・アクセスは、放送メディアが公共財的な特性を持つことを示している。また、放送メディアが与える社会的影響力は極めて大きいために、情報の正確性、普遍性などが問われる。とりわけ報道に関しては言論の自由と政治的な中立性を保たなければならない。以上の観点から、現在の日本の公共放送であるNHKについては多くの問題があり、上記の問題を克服するような制度の改編、もしくは、新たな公共放送局の設立について提言した。

(指導教員 池内淳)